

○使用料等一覧

区分	分野	条 例 等	公 の 施 設 等	使用料等名称(主なもの)	料金徴収 根拠法令	現行料金(主なもの) 《利用料金は上限額》	
使用料	(3)保健衛生施設	墓地条例	親船墓地 外24カ所(石7、厚6、浜12)	墓地使用料、墓地管理料	自治法	墓地使用料 30,000円	
	(4)産業施設	牧野条例	御料地牧場 群別牧場	牧野放牧料	自治法	1頭1日(市内) 230円	
		共同船揚場条例	千代志別船揚場 毘砂別船揚場 送毛船揚場 床丹船揚場 雄冬船揚場	船揚場使用料	自治法	動力船 (1t・年額) 5,150円	
	(6)土木施設	石狩川左岸棧橋使用条例	石狩川左岸棧橋施設	棧橋使用料	自治法	船舶 (1t・年額) 280円	
		道路占用料条例	道路	道路占用料	道路法	第1種電柱 (1本・年額) 1,000円	
		普通河川管理条例	普通河川 河川区域内の土地	土地占用料 流水占用料 土石採取料 その他の河川産出物採取料	自治法	土地占用料 (電柱1本・年額) 630円	
		港湾占用料等徴収条例	石狩港湾区域 港湾隣接地域	公共空地占用料 水域占用料 土石採取料	港湾法	公共空地占用料 (電柱1本・年額) 600円	
	(7)公園施設	公園条例	都市公園 公園施設 都市公園以外の公園 有料公園施設	行為の許可に係る使用料 占用料 野球場・庭球場使用料等	自治法	野球場(1h) 2,000円	
	(8)住宅施設	市営住宅条例	船場団地 外20団地(石9、厚10、浜2)	駐車場使用料、敷金	自治法	駐車場(月額) 2,500円	
		単身者住宅条例	クリーンリバーあつた93 シーサイドもうらい98 リバーサイドべつかり99	家賃	自治法	月額 30,000円	
	(10)文教施設	市立学校施設使用料条例	小・中学校屋内体育館	学校施設使用料	自治法	屋内体育館 (石狩) 500円	
			カルチャーセンター(若葉、紅葉山、紅南) 緑苑台小特別教室	学校施設使用料	自治法	陶芸室(1h) 300円	
		公民館条例	公民館 美登位分館 樽川分館	施設使用料 附属設備使用料	自治法	本館研修室(1h) 300円	
		市民図書館条例	市民図書館 花川南分館 八幡分館 厚田分館 浜益分館	図書館(目的外)使用料	自治法	研修室1 (10:00~12:00) 1,000円	
	(12)その他施設	行政財産使用料条例 市有自動車運送事業の設置 及び運営に関する条例	庁舎 職員駐車場 外	行政財産目的外使用料	自治法	土地年額 時価×4/100	
			市有自動車	運賃 (普通料金、回数券、定期券)	自治法	普通料金 (浜益~滝川) 1,650円	
	利用料金	(1)集会施設	集会所条例	柏水会館 外39カ所(石26、厚6、浜6)	集会所利用料	自治法	1室(1h) 1,200円
			コミュニティセンター条例	花川北コミュニティセンター 花川南コミュニティセンター 八幡コミュニティセンター 厚田総合センター 柏木コミュニティセンター 川下コミュニティセンター	コミュニティセンター利用料	自治法	ホール(1h) (北コミ) 2,700円
				望来コミュニティセンター 浜益コミュニティセンター 発足会館	交流センター利用料 (多目的ホール、パークゴルフ場外)	自治法	多目的ホール(1h) (望来) 300円
(3)保健衛生施設		火葬場条例	石狩斎場 厚田斎場 浜益斎場	火葬場利用料	自治法	1体(市内) 5,000円	
(5)観光施設		保養センター条例	浜益保養センター	入館料、貸室料	自治法	入館料(1日) 500円	
		川下海浜施設条例	川下海浜施設駐車場	駐車場利用料	自治法	普通車(日) 1,000円	
		石狩浜海水浴場駐車場条例	石狩浜海水浴場駐車場	駐車場利用料	自治法	普通車(日) 1,000円	
(10)文教施設		美登位創作の家条例	美登位創作の家	創作の家使用料	自治法	創作棟A(1h) 60円	
		学び交流センター条例	学び交流センター	学び交流センター使用料	自治法	研修室(1h) 100円	
(11)体育施設		はまなす国体記念石狩市 スポーツ広場条例	はまなす国体記念石狩市スポーツ広場	スポーツ広場使用料 (ソフボール場、サッカー場、照明)	自治法	ソフボール場(1h) 900円	
			多目的スポーツ施設 B&G海洋センター 厚田・浜益スポーツセンター	専用使用料 一般開放個人使用	自治法	多目的スポーツ 広場アリーナ(1h) 3,840円	
		市民プール条例	市民プール (温水プール、多目的ホール)	市民プール利用料	自治法	温水プール (一般・1回) 600円	
		緑苑台パークゴルフ場条例	緑苑台パークゴルフ場	施設利用料	自治法	コース利用料 (大人・1日) 700円	
(8)住宅施設		浜益区農漁業従事者専用住宅条例	川下農漁業従事者専用住宅A 川下農漁業従事者専用住宅B 適次農漁業従事者専用住宅	利用料金	自治法	月額 30,000円	

※使用料、手数料等審議会対象分のみ抜粋